

平成25年度第2回

四街道市国民健康保険運営協議会会議録

1. 開催日時 平成26年2月19日(水) 午後1時30分から午後2時24分
2. 開催場所 四街道市役所 こども保育課2階会議室
3. 出席者
《出席委員》
杉山 正夫、 原 多喜夫、 柴田 敦雄、 菊池 忍
櫻井 素子、 横山 宏、 千村 晃三、 永野 勤、 若菜 幸二
《欠席委員》
花島 公子
《事務局》
佐渡市長、高橋健康こども部長、香取国保年金課長、濱田副主幹、大塚副主幹
4. 傍聴人 1人
5. 議題
【報告事項】
(1) 平成26年度四街道市国民健康保険特別会計予算(案)について
(2) 平成26年度四街道市国民健康保険特別会計事業概要について
(3) 国民健康保険税の軽減について
6. 審議の経過
別紙のとおり

(会議録署名)

四街道市国民健康保険運営協議会

会長職務代行 杉山 正夫

平成25年度第2回国保運営協議会議事録 26.2.19 (水)
市役所 こども保育課2階会議室
13:30~14:24

事務局
(濱田 GL)

それでは、定刻になりましたので、ただ今から「平成25年度第2回四街道市国民健康保険運営協議会」を開会いたします。

私、司会を務めさせていただきます国保年金課資格給付グループリーダーの濱田でございます。

なお、会議に先立ちまして、皆様にご紹介をさせていただくことがございますが、当国民健康保険運営協議会の会長として、5年以上の永きにわたりご尽力くださった大岩重次郎様ですが、推薦母体であります社会福祉法人四街道市社会福祉協議会の会長のご職を退任されたことにより、平成26年1月23日付けをもって当国民健康保険運営協議会委員を辞任されました。

よって、四街道市社会福祉協議会様より、新会長であります原多喜夫様を大岩前委員の後任としてご推薦いただきましたので、ここにご紹介をさせていただきます。

原委員

―― 起立の上一礼 ――

事務局
(濱田 GL)

それでは、佐渡四街道市長より、原新委員へ委嘱状を交付いただきます。

市長

―― 委嘱状朗読の上、原委員に交付 ――

事務局
(濱田 GL)

引き続きまして、佐渡市長よりごあいさつをいただきます。

市長

―― あいさつ ――

ありがとうございました。

事務局
(濱田 GL)

なお、佐渡市長は、次の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

市 長	<p style="text-align: center;">--- 退室 ---</p>
事務局 (濱田 GL)	<p>さて、本日は、都合により花島委員が欠席となっておりますが、出席委員が9名となっており、四街道市国民健康保険条例施行規則第9条に基づく定数（半数以上の出席）に達しておりますので、この会議が成立したことをご報告いたします。</p> <p>また、会議録作成のため、録音をさせていただきますので、ご了承くださいますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本日は、四街道市国民健康保険条例施行規則第7条の規定に基づき会長が議長を務めることとなっておりますが、大岩会長の辞任がありましたことから、国民健康保険法施行令第5条第2項の規定により、本日はこれからの議事進行を「杉山会長代行」にお願いしたいと存じます。</p> <p>それでは、杉山会長代行、よろしくお願いいたします。</p>
杉山代行	<p>今までは、大岩さんが毎回議長を務めて下さり、我々は安心して座っていられたわけですが、大岩さんの辞任により急きょ私に大役が回ってきてしまいました。</p> <p>何分にも不慣れなもので、緊張しておりますが、本日の議事が円滑に進みますよう、何卒、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。</p>
杉山代行	<p>はじめに、会議の公開について、お諮りします。</p> <p>本日は、傍聴希望者が1名いらしております。</p> <p>この会議は、四街道市国民健康保険運営協議会運営要領第3条の規定により、公開が原則となっておりますが、会議の公開・非公開の決定は、会長が協議会に諮って決定することとなっております。</p> <p>本日の議題の内容は、四街道市情報公開条例に規定する非公開情報ではなく、かつ、公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずるとは認められないと思われまますので、公開としたいと思っておりますが、委員の方々はいかがでしょうか。</p>
委員全員	<p style="text-align: center;">--- 異議なし ---</p>

杉山代行	<p>それでは、公開としますので、傍聴希望者を入室させてください。</p> <p>※（傍聴希望者入室）</p>
杉山代行	<p>傍聴者の方にお願ひします。本日の協議資料を傍聴者の方にも配布させていただきますが、会議終了後、回収させていただきますのでよろしくお願ひします。</p>
杉山代行	<p>それでは、次第に沿って議事を進めてまいりますので、皆様のご協力をお願ひします。</p>
杉山代行	<p>さて、本日の議題ですが、ここから先の3つの議題については、全て報告事項となっております。</p> <p>はじめに、報告事項（1）の「平成26年度四街道市国民健康保険特別会計予算（案）」についてを議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局 (濱田 GL)	<p>まず、議長にお願いがございますが、ただ今議長より、報告事項（1）の「平成26年度四街道市国民健康保険特別会計予算（案）」について説明するようございましたが、報告事項（1）は、次の報告事項（2）の「平成26年度四街道市国民健康保険特別会計事業概要」と関連がございますので、報告事項（1）と報告事項（2）を続けてご説明させていただき、併せてご審議をいただきたいと存じますが、議長、いかがでしょうか。</p>
杉山代行	<p>ただ今、事務局よりこのように申し出がありました。皆さんいかがでしょうか。</p>

委員全員	―― 異議なし ――
杉山代行	<p>それでは、報告事項（１）の「平成２６年度四街道市国民健康保険特別会計予算（案）」について、及び報告事項（２）の「平成２６年度四街道市国民健康保険特別会計事業概要」について、事務局より続けて説明を求めます。</p>
事務局 (濱田 GL)	<p>ありがとうございます。それでは、報告事項（１）及び報告事項（２）について、続けて説明をさせていただきます。</p>
事務局 (濱田 GL)	<p>――（別紙資料「平成２６年度四街道市国民健康保険特別会計予算（案）」・「平成２６年度四街道市国民健康保険特別会計事業概要」により説明）――</p>
杉山代行	<p>事務局からの説明が終わりました。 ただいまの説明に対し、何か質問はありますか。ある場合には挙手をして、指名を受けてから発言を願います。</p>
永野委員	<p>一般被保険者療養給付費事業は増えていますが、退職被保険者療養給付費事業は減額となっているのは、どのような理由でしょうか。</p>
事務局 (香取課長)	<p>「平成２６年度四街道市国民健康保険特別会計予算（案）」に、一般被保険者数と退職被保険者数の推移が載っていますが、２３年度から２４年度の推移を見ますと、退職被保険者数が若干減ってしまっていて、この、被保険者数が減ることに伴いまして、退職被保険者療養給付費の額も減っているというのが理由であります。</p> <p>要因として考えられるのは、一つとしては、会社、企業が定年延長制を実施しているので、退職被保険者として入ってくる人数が少なくなっているということがあります。</p> <p>もう一点としては、国保税税もそうなのですが、７５歳になりますと後期高齢者医療制度に移行するわけですが、そうしますと、ご存じのように、高齢者層が多くて若年者層が少なくなってくるわけですが、それまで国保税を多く払っていた方々が後期高齢に移って行き、後から退職者で国保に入ってくる方々は、それらの方々に比べるともらっている年金の額も少なく、また退職者で国保に入ってくる方々の人数も減少してきているので、退職被保険</p>

	者の国保税も減額になってくるという結果となっております。
若菜委員	聞き漏らしてしまったかも知れませんが、26年度の予算では、被保険者数と国保税の徴収率というのは、12月末の数値で見ているということでしょうか。
事務局 (濱田 GL)	この資料に掲載されている26年度予算は12月末の数値ですので、被保険者数と国保税の徴収率につきましては、委員のおっしゃる通り12月末の数値で見えております。
柴田委員	現在、国保で実施している特定健診の受診率がなかなか上がらないということで、受診率を達成できると、それによってペナルティーないしは逆に交付金が少なくて済むとか、具体的にはどのようなようになるわけでしょうか。
事務局 (香取課長)	予算案の資料の歳出の中に「後期高齢者支援金等」がありますが、こちらの額が、受診率が低いと、払う額が多くなってしまうということになります。
永野委員	今、柴田委員がおっしゃっていたように、特定健診の受診率を上げる方策として、どのようなことをお考えでしょうか。
事務局 (香取課長)	「第2期特定健康診査等実施計画」の中にも若干触れておりますが、受診日の日程を見直しまして、26年度からは、日曜日も実施するという事も計画しております。 こちらは、アンケートの中でも、日曜日も特定健診を実施してほしいという希望もありましたので、関係部門とも調整しまして、日曜日の実施も計画しているところでございます。
千村委員	予算案の歳入の中の一番最初の「国民健康保険税」25億何某ですが、これは、延滞率を何パーセントでみた数字ですか。
事務局 (大塚 GL)	こちらの数字につきましては、現年度と言いまして、26年度から新たに発生する新しい税金ですので、この段階では延滞ということは生じておらな

	い数字でございます。
杉山代行	<p>他にご質問・ご意見はございますか。 特に、無いようですので、次にまいります。</p> <p>次に、報告事項（３）の「国民健康保険税の軽減」についてを議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局 (大塚 GL)	<p>――（別紙資料「低所得者への国民健康保険税の軽減について、所得基準を緩和し対象世帯が拡大されることとなりました。」により説明）――</p>
杉山代行	<p>事務局からの説明が終わりました。 ただいまの説明に対し、何か質問はありますか。ある場合には挙手をして、指名を受けてから発言を願います。</p>
横山委員	<p>「基準額」というのはどのようなものなのですか。</p>
事務局 (大塚 GL)	<p>これは、表記の仕方が申し訳なかったのですが、33万円を基準としているのではなくて、基準額としては、33万円+35万円×被保険者数となります。</p> <p>例えば、2人世帯であれば、基準額として所得が103万円以下となっているのですが、改正案としては、所得123万円まで増えるということになります。</p> <p>そういったわけで、基準額の表現について、申し訳ございませんでした。</p>
櫻井委員	<p>計算式がよくわからないのですが、基準額が33万円、で、35万円×、もし3人世帯ならば223万円、100万円近い違いというものは何なのでしょう。</p>

事務局 (大塚 GL)	<p>左の計算式のほうが、所得額を意味しておりまして、所得でいくらいくらという言い方ではわかりにくいと思ひまして、例示としては、収入ということで控除等を行なう前の給与収入という状態に表示してみたのですが、左の式ですと、現行の計算式に当てはめると所得で138万円ということになるのですが、右の方の例示での式で言ひますと、収入で223万円ということで、申し訳ございませぬが、「所得」と「収入」の違いということでご判断いただければと思ひます。</p>
事務局 (香取課長)	<p>先ほど、①の2割軽減ですとか②の5割軽減ですとかの中の現行の式なのですが、「基準額」と書いてあるのは、所得から基本的に差し引かれる額として33万円がありますが、これにプラス一人当たり35万円に被保険者数を掛けたものということになります。</p> <p>これが、計算式ということですので、基礎控除で33万円ということでお考えいただければわかりやすいと思ひます。</p>
杉山代行	<p>他にご質問・ご意見はございませぬか。 特に、無いようですので、次にまいります。</p>
杉山代行	<p>次に、次第の5「その他」ですが、委員の方から、何かありますか。</p>
事務局	<p>事務局からは何かありますか。</p>
事務局 (濱田 GL)	<p>事務局からは特にございませぬ。</p>
杉山代行	<p>他に「その他」について何かありますか。</p>
櫻井委員	<p>昨年度、25年度に債権回収室という特別な組織ができて、これから滞納処分等を行っていくとのことでしたが、その効果は出ているのでしょうか。</p>

<p>事務局 (大塚 GL)</p>	<p>例えば、昨年度、24年度の成果としては、国保税の担当者が滞納者から徴収しづらかった保険税があったのですが、それを債権回収室にお願いして、400万円くらい集めていただいております。</p> <p>金額として、大きい、小さい、というのがあるとは思いますが、今までは、私たちの方からは徴収しづらかった部分を、確実に、専門の担当部局が取ってくれることによって、対滞納者というものを四街道市が厳しく行っているということが広く伝われば、やはり皆さん、税金を払わなければ差し押さえをされてしまうとか、かなりのPRにつながっていると思いますので、金額の大小だけではなく、そのあたりの抑止効果が大きいのではないかと思います。</p> <p>そういったものが多ければ、当然、税収の方にも高額になって跳ね返ってくることを思っております。</p> <p>ただ、そのあたりを、この予算の中に上手く組み入れる、というのでしょうか、そのあたりが難しかったので、今回の数字の中には入っておりません。</p>
<p>原委員</p>	<p>本日、初めてこの協議会に出席させていただいたわけですが、四街道市の国保保険料の滞納率というものは近隣の市町村と比べるとどうなのでしょう。</p>
<p>事務局 (大塚 GL)</p>	<p>24年度の収納率で言いますと、現年度の収納率で88.8パーセントということで、11パーセント位の方がその年度内に払いきれていないということになりますが、四街道市の順位付けといたしましては、県内の町・村を除きまして、県内の「市」で言いますと、丁度、真ん中位の位置になっていると思います。</p>
<p>柴田委員</p>	<p>今の原委員さんの質問と先ほどの櫻井委員さんの質問を聞いていて思ったのですが、そういった特別な課というか担当を設けて、ある程度、滞納している方に働きかけたところ、400万円徴収されたわけですが、先程、市長もおっしゃってございましたけれど、国民健康保険というものは、給付の平等、また、負担の公平、その両方が大きな柱であると。</p> <p>そうすると、なかなか公平に負担してくれないというのは、先ほどの市長さんのモットーにも反すると思うのです。</p> <p>取りづらかった所から400万円、さほど額は大きくありませんが、そういった成果が上がったとか、そういう部署がそういうことを行っているということを市の広報紙とかにかなりわかりやすい形で掲載はされておられるのですか。</p>

事務局 (大塚 GL)	<p>市のホームページに、債権回収室というものを立ち上げた時点で、載せてあります。</p> <p>今まで、大きな滞納を残したままいる方とかには、こういった組織が皆さんのような滞納世帯へ対応しますという内容で、記事は掲載しております。</p>
柴田委員	<p>広報には載っていないのですか。</p>
事務局 (大塚 GL)	<p>市政だよりも、同じく、こういった組織を立ち上げました、ということで、掲載しております。</p>
杉山代行	<p>他にありますか。</p> <p>特に、無いようですので、以上で本日の協議会を閉会といたします。 お疲れ様でした。</p>